



☆ SUBARU TIMES ☆ 9月号

法人契約の税務の取り扱いが変わります

法人が節税のために加入するいわゆる「節税保険」にミスが入り税務の取扱いが変更されています。今回改正があったのは、定期保険及び第三分野保険に係る保険料についてです。

定期保険の改正

これまで節税保険として販売されていた定期保険は、ピーク時の解約返戻率が8割超に設定されており、中途解約すれば、払込保険料の多くを解約返戻金として受け取ることができるにもかかわらず、全額損金として算入できていました。

それが今回の改正で、下表のようにピーク時の解約返戻率に応じて損金算入できる金額が制限されています。2019年7月8日以後の契約から適用されています。

最高解約返戻率	資産計上期間		取崩期間	
		経理処理		経理処理
50%以下	資産計上不要 ※最高返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額が30万円以下 (同一被保険者につき複数の保険加入の場合は合算)			
50%超 70%以下	保険期間の前半 40%相当期間	当期分保険料のうち、 ●資産計上…40% ●損金算入…60%	保険期間の75%相当 期間経過後から 保険期間終了日まで	
70%超 85%以下		当期分保険料のうち、 ●資産計上…60% ●損金算入…40%		
85%超	保険期間開始日から 最高解約返戻率となる 期間の終了日まで (注) 資産計上期間が 5年未満の場合は5年。 (保険期間が10年未満の場合は 保険期間の50%相当期間)	【1～10年目】 ●資産計上 当期分保険料×最高解約返戻率×90% ●損金算入 当期分保険料－資産計上額 【11年目以降】 ●資産計上 当期分保険料×最高解約返戻率×70% ●損金算入 当期分保険料－資産計上額	解約返戻金が 最高解約返戻率となる 期間経過後から 保険期間終了日まで	当期分保険料を全額損金算入する とともに、資産計上期間に資産 計上した金額の累計額を取崩 期間で均等割りし、その事業年 度に対応する金額を損金算入

資産計上期間と取崩期間の間は、全額損金算入ができます。



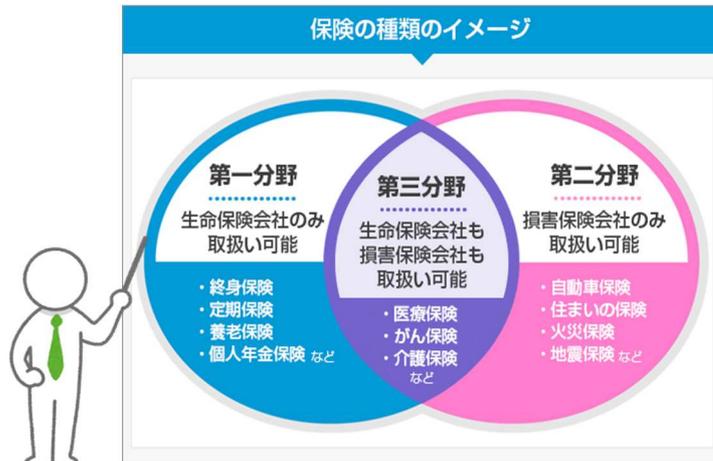
全額損金算入できなくなりました。
保険の解約返戻率をしっかりと確認しましょう！

第三分野保険

今回改正があるのは「短期払の第三分野保険」についてです。こちらについては2019年10月8日以後の契約について適用となります。

「第三分野保険」とは？

医療保険（がん保険）や介護保険などの、「人の疾病や傷害の治療などを保障する」保険のことをいいます。



「短期払」とは？

一生涯保障となるような長期保障となる保険期間について、5年や60歳までといった短期間で保険料の払込みを完了することをいいます。

○10/7 までに加入の場合

当該事業年度に支払った保険料の全額損金算入。（支払完了するまで、改正前の税制が適用されます）

○10/8 以後に加入の場合

原則として、期間の経過に応じて損金算入。被保険者一人当たりについて、当該事業年度に支払った保険料が30万円以下であるものについては全額損金算入。